

第5章 汚染の除去等の措置

5.1 汚染の除去等の措置の考え方

5.1.1 基本的な考え方

都道府県知事は、要措置区域の指定を行う際に、期限を定めて土地の所有者等又は汚染原因者に汚染の除去等の措置の指示を行う（法第7条第1項）。

措置の指示を行う際には、都道府県知事は、土壤汚染あるいは当該土壤汚染に起因した地下水汚染の状況等に応じ技術的に適用できる内容の措置のうちから講ずべき汚染の除去等の措置（以下「指示措置」という。規則第36条、規則別表第5）の内容等を示す（法第7条第2項）。

土壤汚染の除去が指示措置とされるのは砂場等の直接摂取の場合だけである。土壤汚染の除去、とりわけ、掘削除去は、汚染の拡散のリスクを防止する観点から、できるかぎり抑制的に取り扱うこととしたところである（通知の記の第4の1(6)④7）。

都道府県知事から措置の指示を受ける者は、その指示措置又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置を選択することができる（以下「指示措置等」という。法第7条第3項及び、規則第36条、規則別表第5、及び通知の記の第4の1(6)③）。

都道府県知事は、指示を受け、措置を講ずる義務を負う者（以下「措置実施者」という。）が指示措置等を講じていないと認める場合は、指示措置の実施の命令（法第7条第4項）を行うことになる。

措置実施者が、封じ込め、不溶化又は盛土を実施した場合には、要措置区域の指定は解除されるが、引き続き形質変更時要届出区域として指定される（法第6条第4項及び法第11条第1項）。

指示措置等として土壤汚染の除去（掘削除去、原位置浄化）を実施した場合には、都道府県知事は、指示措置等が完了し、指定の事由がなくなっていることを確認した後、当該土地に係る要措置区域の指定を解除することとなる（法第6条第4項）。

地下水の水質の測定（地下水モニタリング）は、地下水汚染が生じないことを確認するものであることから、措置の期限は定められない。（通知の記の第4の1(6)④1(イ)）

したがって、措置実施者が地下水の水質の測定を実施した場合、要措置区域の指定は解除されることがない。

また、地下水汚染の拡大の防止は、土壤汚染の除去を主体的に行うものではなく、当該土壤汚染に起因した地下水汚染が拡大していないことを地下水の水質を測定することにより確認することから、同様に措置の期限は定められない。

規則14条第1項の規定により試料採取等の省略（土壤ガス中に特定有害物質が検出された際のボーリング調査の省略、又は30m格子の調査により基準に適合しなかった際に行う単位区画ごとの調査の省略）を行った場合、省略したすべての土壤汚染状況調査を完了しない限り、第二溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態である土地とみなされる。したがって、都道府県知事は、当該試料採取等の省略も考慮して、汚染の除去等の指示を行うことになる。

措置実施者は、都道府県知事から法第7条第1項の指示を受ける前又は指示措置等を実施している間に、土壤汚染による健康被害のおそれが多い場合には、シートによる被覆等の応急的な対応が必要である。

措置実施者は、指示に定められた期限内に指示措置等を完了させるとともに、その措置を完了した旨を報告し、措置が適切に行われたかどうかについて都道府県知事の確認を受ける必要がある。したがって、措置実施者は、事前に指示措置等の計画内容について都道府県知事と相談することが望ましい。

都道府県知事は、措置実施者が土壌汚染の除去措置を実施し、指定の事由がすべてなくなった場合には、当該土地に係る要措置区域の指定の解除を行い、それ以外の措置を実施した場合、引き続き形質変更時要届出区域として指定することになる（ただし、地下水の水質の測定及び地下水汚染の拡大の防止は除く。）。

引き続き形質変更時要届出区域の指定を受けた土地の所有者等は、措置の実施後の土地が自然由来特例区域等に該当すると判断した場合は、調査実施者から示された当該該当性の判断の根拠となる理由を都道府県知事に提出し、都道府県知事はその妥当性を判断することになる。なお、新たに自然由来特例区域等になる場合及び自然由来特例区域等の区域の種類が変更となる場合の判断の根拠となる資料（公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業による造成に関する資料を除く。）については、指定調査機関の見解に基づき取りまとめられていることが望ましい（3.2.2 (2)参照）。

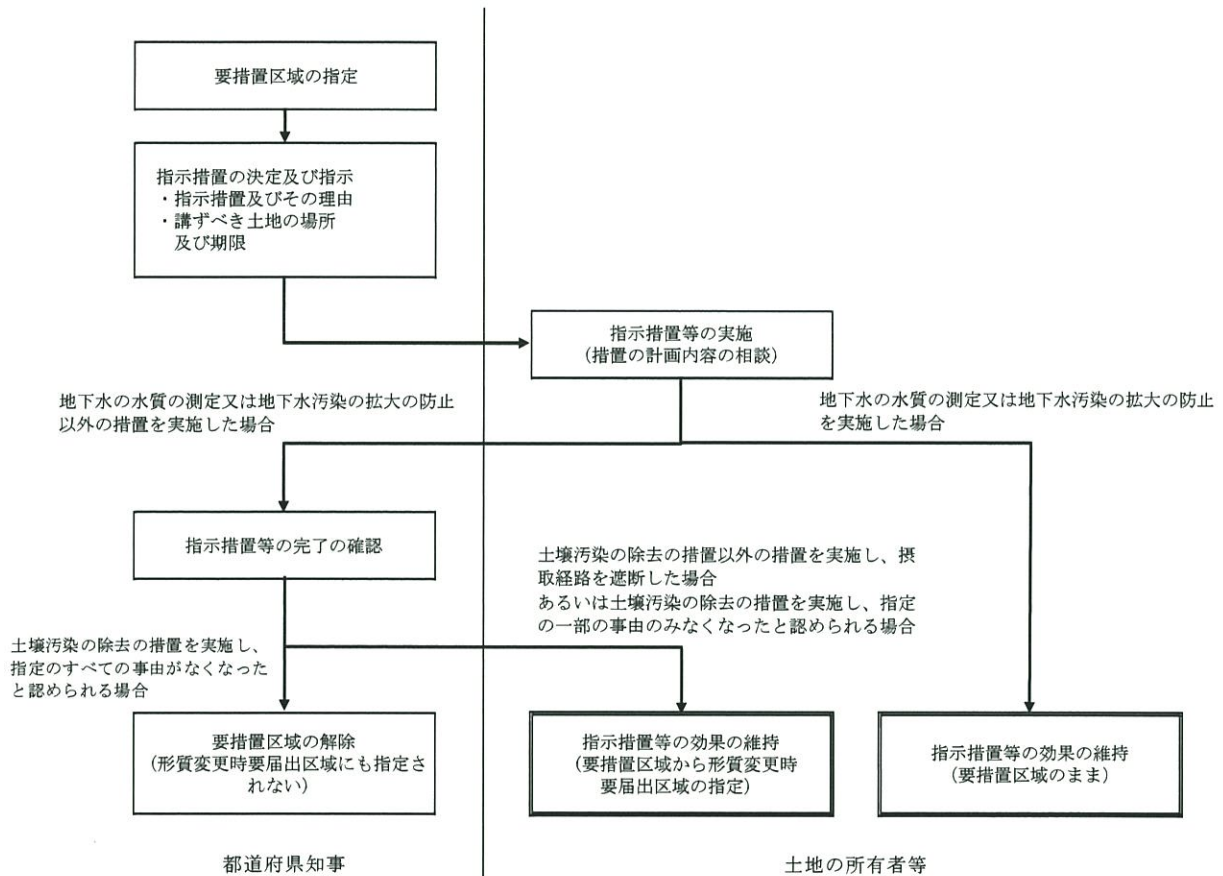


図 5.1.1-1 指示措置等を行う場合の手順

5.1.2 具体的事項

(1) 汚染の除去等の措置の指示

1) 土地の所有者等への指示

都道府県知事は、要措置区域の指定をする際、当該土壌汚染に起因する人の健康に係る被害を防止するため、要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域内の汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示する（法第7条第1項本文及び規則第33条）。